



【今月報告の事故】

○団体傷害保険関係事故

・死亡事故及び入院6ヶ月以上の重篤事故

該当事故の報告はありませんでした。

・1ヶ月以上の入院事故

該当事故の報告はありませんでした。

○労働災害

・休業日数4日以上を負傷事故

地域	事故発生日	時間	内容
中濃地域	2023/10/31	13:30	ゴルフバッグの返却場所にて、ゴルフバッグを引き渡すために待機していた時に後ずさりをした際に、ゴルフバッグの置台に足を引っかけて転倒した。身体を庇おうと手をついたため、左手首を骨折した。

○派遣事業に係る損害賠償責任事故

地域	事故発生日	時間	内容
中濃地域	2023/10/07	16:00	工場敷地内で刈払い機(ナイロンコード)により草刈りを実施中、飛石により倉庫の窓ガラスを割った。作業中、倉庫への飛散防止対策はしていなかった。

今後とも事故防止の啓発をよろしく願いいたします。

【お知らせ】

○テールゲートリフターの操作を行う労働者に対する特別教育が義務化されます

厚生労働省より労働安全衛生規則および安全衛生特別教育規程の一部を改訂する告示が交付され、荷を積み降ろす作業におけるテールゲートリフターの操作を行う労働者に対する特別教育の義務化が令和6年2月1日から施行されることとなりました。

「テールゲートリフターの操作」とは、稼働スイッチの操作のほか、キャストストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

特別教育を行った時は、受講者や科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。なお、操作を伴わず荷の積み降ろしのみを行う作業者には特別教育の義務はありませんが、できる限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

この特別教育について、厚生労働省のリーフレットでは「派遣労働者が、その業務に関する特別教育を既に受けた者かを確認」することや、「危険有害業務に従事する者に対する特別教育は派遣先に実施義務があります」と記載されています。

今後テールゲートリフターの操作を行う業務を新規で行うセンターにつきましては、

- ・特別教育を実施して派遣するのか、派遣先で実施していただくのかを話し合うこと。
- ・派遣元で実施する場合、特別教育の実施企業や会場はセンターで探すこと。
- ・特別教育の受講を決定した際には連合会へ連絡をすること。
- ・請求書の宛先は連合会の名前とすること。
- ・特別教育を受講した会員の名前や科目等を記録して保存すること。

の5点を行っていただきますようお願いいたします。

派遣元で実施する際の費用については、派遣事業の実施規程に基づきセンターが80%、連合会が20%の負担とさせていただきます。

また、テールゲートリフターの操作を行う業務は特別教育の受講が必要であるほど危険が伴う業務であることを認識し、派遣・請負を問わず熟考のうえ契約の可否を決定いただきますようお願いいたします。

- ・30日以上入院事故、または重篤事故(180日以上入院事故または死亡事故)が発生した場合は、まずは電話等で連合会へ報告をお願いいたします。
- ・労働災害が発生した場合は、早急に連合会へ電話をお願いいたします。

——— 今月の短歌 ———
ブラウンとカーキを纏い スマホ見る
かじかむ指先 焦がれる心
—————

